

電気設備に関する技術基準の解釈改正要請及び民間規格の一部改定の審議について

日 電 規 委 22 第 26 号  
平成 22 年 10 月 20 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり電気設備に関する技術基準の解釈（以下「電技解釈」という）の改正要を経済産業省原子力安全・保安院に提出すること及び民間規格の制定について、平成 22 年 12 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) JESC 規格「防護具に収めた臨時電線路に適用する離隔距離」の制定並びに電技解釈第 152 条【臨時電線路の施設】への引用要請について
- (2) JESC 規格「水力発電設備に使用する樹脂管（一般市販管）技術規程」の制定について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) JESC 規格「防護具に収めた臨時電線路に適用する離隔距離」の制定並びに電技解釈第 152 条【臨時電線路の施設】への引用要請について

a. 審議を要請した委員会

（社）日本電気協会 配電専門部会

b. 審議の趣旨，目的，内容等

35kV 以下の特別高圧架空電線の臨時電線路の離隔距離について、低高圧架空電線の臨時電線路の離隔距離と同様に、「特別高圧防護具」に収めた場合に 6 カ月以内のものに限って離隔距離をケーブルなみに緩和するための技術要求を定めた JESC 規格「防護具に収めた臨時電線路に適用する離隔距離」を制定し、電技解釈第 152 条へ引用することを要請するものである。

- (2) JESC 規格「水力発電設備に使用する樹脂管（一般市販管）技術規程」の制定について

a. 審議を要請した委員会

（社）日本電気協会 水力専門部会

b. 規格の趣旨，目的，内容等

「水力発電設備の樹脂管（一般市販管）技術規程」は、農業，上水道，下水道等において使用されている硬質塩化ビニル管等の，安価で施工性のよい樹脂管を，水力発電設備の水圧管路に適用する場合の，計画・設計・施工・保守管理について定めたものである。

この規程の樹脂管の水圧管路への適用は，中小の水力発電設備のコストダウンに寄与し，その開発促進を図る上で重要な技術と考えられ，樹脂管の水力発電設備への採用拡大を目的

に民間自主規程として運用する。

3．改正要請の提出予定

平成 22 年 12 月以降

4．問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っておりますので、その際はお問い合わせください。ただし、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電話：03-3216-0553 (内線 269) FAX：03-3214-6005 E-mail：staff@jesc.gr.jp

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5．意見提出期間

受付開始日 平成 22 年 10 月 20 日(水)

受付終了日 平成 22 年 11 月 22 日(月)

6．注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。